

〔平成 22 年 3 月 3 日 10 時 00 分現在
総務部 総合防災室〕

平成 22 年 2 月 28 日 9 時 33 分に発表された津波警報（大津波）に伴う被害の状況は、次のとおりです。

1 被害情報（3/3 10：00 現在）

被害項目	調査内容
水産関係被害	<p>大船渡市など 6 市町において、養殖施設の破損等の被害が発生。大船渡市、陸前高田市などで約 2,000 台の養殖施設の被害等が確認されている。</p> <p>大船渡市 大船渡市漁協管内：ホタテ、カキ、ワカメ等養殖施設の破損等 505 台 ・末崎地区：ワカメ養殖施設 78 台が移動又は沈没 ・赤崎地区：ホタテ、カキ養殖施設 143 台が破損又は沈没、281 台がアンカーロープ切断又はアンカー移動 ・大船渡地区：カキ養殖施設 3 台がアンカーロープ切断</p> <p>陸前高田市 広田湾漁協管内：ホタテ、カキ、ワカメ等養殖施設の破損等 1,026 台 ・米崎地区：250 台(ホタテ 170 台、エゾイシカゲガイ 48 台、ホヤ 32 台がアンカーロープ切断) ・気仙地区：11 台(ホタテ 3 台、カキ 8 台が破損) ・小友地区：710 台(ホタテ 73 台、カキ 570 台、ワカメ 67 台が破損又はアンカーロープ切断) ・広田地区：55 台(ホタテ 53 台が破損、カキ 2 台がアンカー移動)</p> <p>釜石市 釜石東部漁協管内：ホタテ、ワカメ養殖施設のアンカー移動等 約 480 台 ・箱崎白浜地区：ホタテ、ワカメ養殖施設約 390 台がアンカー移動、ホタテ養殖施設（はえ縄式）約 90 台がロープの絡みで再利用不可・撤去 唐丹漁協管内：ホタテ養殖施設に被害が発生（詳細調査中） ・本郷・小白浜地区：ホタテ養殖施設が移動（調査は、時化等により 3 日から調査予定）</p> <p>大槌町 大槌町漁協管内：ホタテ、ホヤ、ワカメ、コンブ養殖施設の破損等 約 70 台 ・赤浜地区、安渡地区：アンカーロープの切断など約 70 台</p> <p>宮古市 宮古漁協管内：ホタテ、カキ等の養殖施設に被害が発生（詳細調査中） ・被害の大きい鯵ヶ崎、高浜、白浜、赤前地区を 3 月 2 日から 3 日にかけて調査中</p> <p>山田町 三陸やまだ漁協：ホタテ、カキの養殖施設に被害が発生（詳細調査中） ・大沢地区：ホタテ、カキ養殖施設がアンカーロープ切断 ・山田地区：養殖施設 5～6 台が移動（ロープの絡み） ・織笠地区：養殖施設 1 台が破損</p> <p>船越湾漁協：ホタテ、カキ等養殖施設の移動 17 台 ・山の内地区：ホタテ、カキ等養殖施設 17 台が移動（ロープの絡み）</p>
漁港施設	<p>陸前高田市長部漁港でゴミが漂着 広田湾漁協が集積済み（3 月 1 日）、乾燥後に焼却処理予定</p>

被害項目		調査内容
水産関係	水産施設	大槌町：ワカメ、コンブ等の水産加工施設の冷凍機械への浸水（1件） 水産加工施設のシャッターの破損（1件） ：共同利用施設（養殖資材保管庫、大槌漁港内）のドア破損（1件） 宮古市：カキ作業小屋（プレハブ等）の倒壊（2棟、津軽石川河口付近）
道路・港湾		県管理路線（31路線 33箇所） 通行規制解除 大船渡港 入港規制あり 3/1 17：30 解除（大船渡港安全対策協議会：事務局 海上保安部） <u>今後の入港予定船舶の動向</u> ・ヒュンガマニラ（コンテナ定期船）3/2 20：15 接岸 3/3 1：30 出港 ・米材を積んだ船舶 3/3 入港 9：00 現在荷役中 <u>釜石港</u> 自動車輸送船 3/2 寄港。荷役に問題なし（3/2 22：30 接岸 3/3 0：50 出港）
交通		三陸鉄道 3月1日の始発から運行再開 岩手県交通 3月1日の始発から運行再開 県北バス 3月1日の始発から運行再開
学校		大槌町 小釜小を除く全小学校（6校中5校） 3月1日休校 中学校全校（2校） 3月1日休校 通学路が危険なため

2 県等の対応状況

(1) これまでの対応

ア 施設復旧指導

- ・ ワカメ、コンブ

絡んだ養殖施設のロープは解き、切断されたものは繋ぐなどの施設復旧に努め、生産量を最大限確保できるよう漁業者を指導。

- ・ ホタテ、カキ、ホヤ

養殖施設から生産物が海底に落下しないよう慎重に施設を復旧し、生産量を最大限確保できるよう漁業者を指導。

イ 融資相談窓口の設置及び特別融資の実施

- ・ 日本政策金融公庫は、3月2日、津波で被災した水産業者の融資相談のための窓口を設置。
- ・ 岩手銀行は、3月2日、被災企業又は個人事業主に対する低利の運転資金と設備資金の融資を開始（6月30日まで）。

(2) 今後の対応予定

ア 漁業共済補償金の支払要請

- ・ ワカメ、カキ等の生産物及び養殖施設被害について、漁業共済に加入している漁業者にあっては、津波被害によって平年より生産額が減少した場合、漁業共済組合から補償金が支払われるため、補償金が漁業者に速やかに支払われるよう、漁業共済組合に要請（3月3日予定）。また、漁業者に対し共済加入を促進。（生産物被害については漁期終了後に、また、養殖施設については被害額確定後に支払。）

イ 施設の復興支援

強い水産業づくり交付金（国庫）や県単補助事業（水産経営活性化対策事業、地域営漁計画推進特別対策事業）により、災害に強い養殖施設の整備を支援。